

旧	新
<p>第1条 預金口座取引</p> <p>1. 当社と預金口座取引が行えるお客さまは、満15歳以上の日本国内に居住する個人、もしくは日本国内の事業者（個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）のうち当社が認めた先に限らせていただきます。</p> <p>2. 当社との預金口座取引にあたっては原則として普通預金口座（普通預金（決済用）口座、BUSINESS ACCOUNT、SOHO ACCOUNT を含む）を開設していただきます。事業者の口座を除き、個人の方の普通預金口座は一人一口座とさせていただきます。なお、定期預金のみはメール定期預金として扱い、この場合に限り普通預金口座は開設いたしません。</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、第2条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条（解約など）第3項アからコ号の各号に1つでも該当した場合、第18条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>	<p>第1条 預金口座取引</p> <p>1. 当社と預金口座取引が行えるお客さまは、日本国内に居住し、税法上の居住地域が日本のみである満15歳以上の個人、もしくは日本国内の事業者であり納税義務のある国が日本である法人事業者（個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）のうち当社が認めた先に限らせていただきます。</p> <p>2. 当社との預金口座取引にあたっては原則として普通預金口座（普通預金（決済用）口座、BUSINESS ACCOUNT、SOHO ACCOUNT を含む）を開設していただきます。事業者の口座を除き、個人の方の普通預金口座は一人一口座とさせていただきます。なお、定期預金のみはメール定期預金として扱い、この場合に限り普通預金口座は開設いたしません。</p> <p>3. 預金口座開設にあたり、第2条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、第17条（解約など）第3項アからコ号の各号に1つでも該当した場合、第18条（反社会的勢力の排除）第1項に定める暴力団員等もしくはアからオ号に1つでも該当した場合、もしくは同条第2項アからオ号に該当する行為を1つでも行った場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は預金口座開設をお断りできるものとします。</p>
<p>第19条 FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）</p> <p>1. 当社は、アメリカ合衆国（以下「米国」といいます）の連邦法である FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act：外国口座税務コンプライアンス法。以下、単に「FATCA」といいます）遵守のため、お客さまに対して米国への納税義務の有無を確認します。</p> <p>2. お客さまは、普通預金口座の開設を申し込むにあたり、米国への納税義務がある場合、その旨を申告するものとします。</p> <p>3. 前項の申告があった場合のほか、当社が確認を要すると判断した場合、お客さまは、当社所定の方法により当社の要請する書面を提出するものとします。</p> <p>4. お客さまが、前項に従い書面を提出した場合、当社は、FATCA 遵守の目的において、お客さまの情報を当社所定の方法により米国 IRS（The Internal Revenue Service：内国歳入庁）に開示・報告できるものとし、お客さまは、これに同意するものとします。</p>	<p>第19条 FATCA、租税条約等の実施に伴う所得税、法人税及び地方税の特例等に関する法律</p> <p>1. 当社は、アメリカ合衆国（以下「米国」といいます）の連邦法である FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act：外国口座税務コンプライアンス法。以下、「FATCA」といいます）および「租税条約等の実施に伴う所得税、法人税及び地方税の特例等に関する法律」（以下、「実特法」といいます）に基づき、お客さまに対して税法上の居住地域を確認します。</p> <p>2. お客さまは、普通預金口座の開設を申し込むにあたり、税法上の居住地域を申告するものとします。</p> <p>3. 前項の申告があった場合のほか、当社が確認を要すると判断した場合、お客さまは、当社所定の方法により当社の要請する書面を提出するものとします。</p> <p>4. 当社は、FATCA および実特法遵守の目的において、お客さまの情報を当社所定の方法により米国税務当局もしくは日本税務当局に開示・報告できるものとし、お客さまは、これに同意するものとします。</p> <p>5. 第1条第1項の規定に関わらず、当社と預金口座取引が行えるお客さまに、日本国内に居住し FATCA もしくは実特法遵守のため当社が認めた先を含めるものとします。</p>
<p>第21条 届出事項の変更など</p> <p>1. 氏名または事業者のお客さまでお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名、お届け印以外）に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</p> <p>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めるときは、お客さまに事前に通ずることなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できるものとします。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、お客さまに事前に通知することなく、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</p>	<p>第21条 届出事項の変更など</p> <p>1. 氏名または事業者のお客さまでお届け印に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</p> <p>2. 住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、（法人の場合のみ）実質的支配者など、当社への届出事項（氏名、お届け印以外）に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きを行ってください。</p> <p>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めるときは、お客さまに事前に通ずることなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できるものとします。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、お客さまに事前に通知することなく、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</p>